

2024南山城村田舎暮らし定住促進奨励金制度について

南山城村では子育て世帯及び転入者の定住促進により人口減少防止と活力ある村づくりを推進するため、定住する意思を持って村内に住宅を取得又は賃貸住宅に居住した方を対象に、予算の範囲内で奨励金を交付しています。



●対象者は？

南山城村に定住を目的として住宅を取得（賃貸借）した子育て世帯及び転入者で、次の①～⑦の条件すべてに該当される方です。

- ◎子育て世帯…45歳以下で18歳未満の子どもと同居し養育する世帯
- ◎転入者…村外から転入した60歳未満の方で、転入日から過去2年間、南山城村に居住していない方

①	申請時に住宅を取得、又は賃貸借契約を交わし定住していること。（契約書無し、無償譲渡、相続、3親等以内の親族間の売買・賃貸借は除く）
②	申請時において、自己及び同居者に村税等の滞納がないこと。転入者については、転入前の市町村税等に滞納がないこと。
③	申請者及び同居している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。
④	奨励金を受け取ったことがないこと。
⑤	奨励金の対象となる住宅の所在地において、過去5年内に奨励金の交付がないこと。
⑥	奨励金の交付申請者本人が、対象住宅の登記名義人で所有権の5割以上を有していること。又は賃貸借契約の契約者であること。
⑦	住宅取得の場合、登記完了日が平成31年4月1日以降であること。 賃貸住宅の場合、賃貸借契約の日が平成31年4月1日以降であること。

●奨励金はいくら？

種類	ア. 子育て世帯 (45歳以下)	イ. 転入者 (60歳未満)	ウ. ア・イいずれにも該当する者 (45歳以下)
住宅取得	30万円	20万円	50万円
賃貸住宅	家賃の1/2 (月上限額1万円・最長24月)	家賃の1/2 (月上限額1.5万円・最長24月)	

《交付金額の例》

- 1) 村内で住宅取得し転居する子育て世帯の場合
取得 賃貸 30万円（12万円／年）
- 2) 転入者で50歳代夫婦の場合
取得 賃貸 20万円（12万円／年）
- 3) 転入者で30歳代の子育て世帯の場合
取得 賃貸 50万円（18万円／年）

●奨励金の取消し及び返還

次のいずれかに該当する場合は奨励金の一部または全部の取消しを行い、既に交付済の奨励金については返還をしていただきます。

- (1) 住宅取得の場合、奨励金の交付日から起算して5年経過する前に村外へ転出又は交付の対象となった住宅の所有者でなくなったとき。※
 - (2) 賃貸住宅の場合、奨励金の交付期間内に村外へ転出又は交付決定の対象となった賃貸借契約の契約者でなくなったとき。※
 - (3) 奨励金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
 - (4) 村長が特に奨励金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。
- ※ (1)(2)に該当する場合は、届け出が必要です。

●申請方法は?

申請時期：住宅取得…登記等完了日から6ヶ月以内
賃貸住宅…賃貸借契約日から3ヶ月以内
※改修工事が必要な場合、それぞれ登記・契約日から2年以内

申請書に次の書類を添付して、南山城村役場産業観光課へ提出してください。

①	住民票の写し（自己及び同居者全員）
②	定住確認書 兼 誓約書 [別記様式第2号]
③	住宅の登記事項証明書（住宅取得の場合のみ）
④	住宅を取得又は賃貸借したことが確認できる契約書等の写し
⑤	住宅の延べ床面積が確認できる図面 (床面積と居室、台所、玄関、トイレ、浴室等が確認できるもの)
⑥	住宅の位置図及び住宅の全景写真（玄関側から撮影したもの1枚）
⑦	自己及び同居者全員の村税等納税証明書（直近年度の分）
⑧	自己の居住のために改修工事を必要とした場合はそれを証する書類

※村税等納税証明書（住民税並びに固定資産税、国民健康保険税（料））について
→国保料の場合は納付済みであることが確認できる書類（納付証明書等）。
→社会保険加入者にあっては保険証のコピーを添付してください。

お問い合わせ・申請窓口



南山城村役場 産業観光課

電話：0743-93-0105

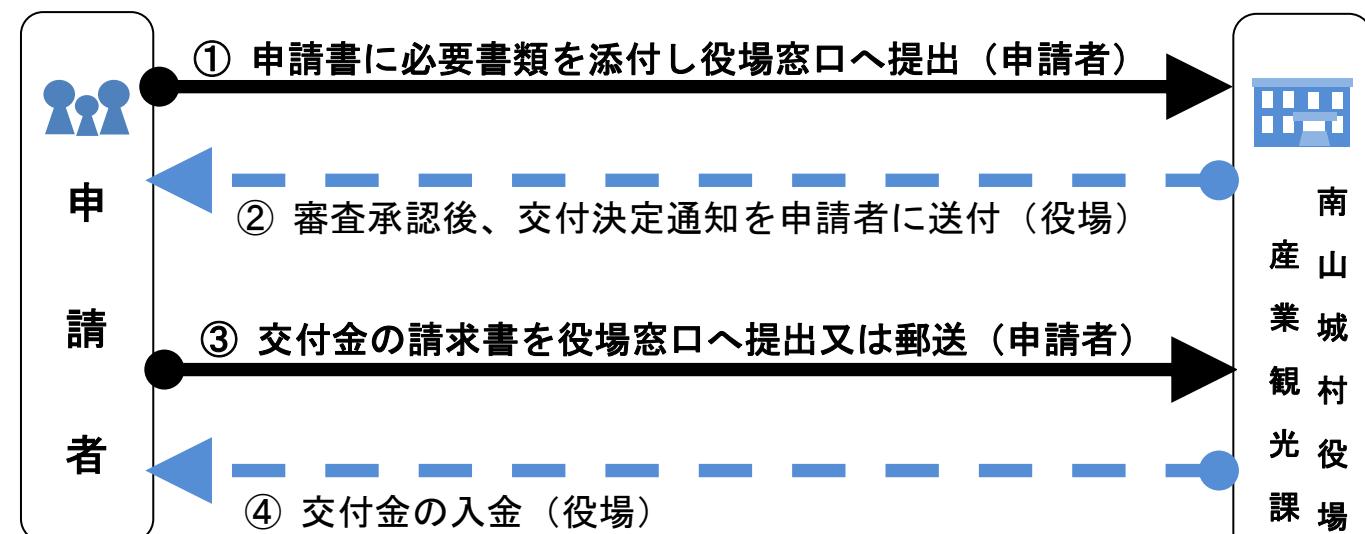
FAX：0743-93-0444

ホームページURL：

<http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/>

☆申請書様式は、南山城村役場ホームページからダウンロードしていただくか、
産業観光課窓口でお受け取りいただけます。

●申請～交付の流れ



《賃貸住宅の場合》

- ① 次年度以降の交付がある場合は各年度5月末までに申請を行う
- ③ 請求は、3月分の家賃支払後に年度単位で一括請求



[交付対象外]

- 次のいずれかに該当する場合は、奨励金交付の対象となりません。
- (1) 取得及び賃借した住宅が、旅館業法(昭和23年法律第138号)に規定する旅館・ホテル・簡易宿所・下宿及びこれに準ずる営業用宿泊施設とみなされるもの
 - (2) 取得及び賃借した住宅が、一般的に民泊又は農泊と呼ばれる住宅を活用し宿泊サービスを提供するものであって、長期滞在を許容するもの
 - (3) 取得及び賃借した住宅が、公営住宅、社宅、寮、寄宿舎、社会福祉施設等の共同で生活するもの
 - (4) 取得及び賃借した住宅が、店舗等との併用住宅である場合、居住用部分の延べ床面積が20平方メートル未満であるもの
 - (5) 住宅の一部を賃借する場合は、台所、玄関、トイレ、浴室のいずれかが共用となるもの
 - (6) 契約書を交わさない住宅取得及び住宅賃借
 - (7) 無償譲渡又は相続による住宅取得及び無償による住宅賃借
 - (8) 親族間（申請者本人から3親等以内）による住宅取得及び住宅